

様式 7

助産所 休止・廃止・再開 届出書の記載事項

事案	助産師を廃止・休止・再開した場合又は開設者が死亡・失そうの宣告を受けた場合
根拠法令	医療法第9条第1項、第8条の2第2項、第9条第2項
提出期限	廃止（休止）後10日以内
提出窓口	高槻市保健所健康医療政策課
添付書類	・開設者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書又は戸籍謄（抄）本 ・開設者が失そうした場合は、失そう宣告裁判の謄本
提出部数	1部
手数料	なし

様式の記載要領及び留意事項

「開設者」欄	
開設者住所	開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、開設者助産師個人の住所（住民票の住所）を記載する。 ※開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、届出者の住所を記載する。
氏名	開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 ※開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、届出者の氏名を記載する。
続柄	開設者本人が届出する場合（原則は本人届出）は、続柄の記入不要。 ※死亡又は失そう宣告等により、開設者本人による届出が不可能な場合については、戸籍法による届出義務者が届出を行う。この場合に開設者からみた届出者の続柄を記載する。 （死亡のときの届出義務者）戸籍法第87条 1. 同居の親族 2. その他の同居者 3. 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 ※死亡の届出は、届出義務者以外の1. 同居の親族以外の親族、2. 後見人、3. 保佐人、4. 補助人、5. 任意後見人もすることができる。 （失そうのときの届出義務者）戸籍法第94条 1. 家庭裁判所に失そう宣告の裁判の請求をした者
1. 助産所の名称	開設届、開設許可又は変更届されている名称を記載する。
2. 開設の場所	1. 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2. ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。
3. 廃止年月日	実際に助産所を廃止した年月日を記載する。 開設者死亡の場合は、死亡年月日を記載する。 開設者失そうの場合は、失そう宣告を受けた年月日を記載する。 なお、民法第31条の規定によって死亡したとみなされる日については、「6. 理由」の欄に記入すること。
4. 再開年月日	実際に助産所を再開した年月日を記載する。

様式 7

様式の記載要領及び留意事項	
5. 休止年月日	<p>助産所を休止する予定の期間を記載する。 なお、1年を超える場合については、廃止を検討してください。 (参考法令) 医療法第29条第1項第2号 医療法第7条の開設許可を受けて開設した(非助産師開設)助産所については、休止した後正当な理由がないのに1年以上業務を再開しないときには、開設許可取消しの対象となる。</p>
6. 理由	<p>廃止・休止・再開の理由を具体的に記載する。 ・休止の場合には、休止の理由とあわせて、休止する期間の具体的かつ明瞭な理由を記載する。 ※開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、開設者の住所・氏名及び死亡又は失そう宣告を受けた日を記載する。 (開設者死亡の場合の記載例) 開設者が死亡したため(死亡診断書添付) 開設者住所 ○○市・・・ 開設者氏名 ○○ ○○ 死亡年月日 平成○年○月○日 (開設者失そうの場合の記載例) 開設者が失そうしたため(失そう宣告裁判の謄本添付) 開設者住所 ○○市・・・ 開設者氏名 ○○ ○○ 失そう宣告を受けた日 平成○年○月○日 死亡したとみなされる日 平成○年○月○日 (その他留意事項) 助産所を移転、又は開設者を変更した場合は、変更届ではなく、旧助産所の廃止届、及び新たな助産所の開設手続きが必要です。</p>